

社会保障関係経費に係る基本的な考え方

平成28年（2016年）8月（改定）
豊 中 市

も く じ

1. 目的	1
2. 本市における社会保障関係経費の範囲	1
3. 課題	2
(1) 社会保障関係経費の推移	3
(2) 社会保障関係経費の将来推計	4
4. 適用期間	6
5. 社会保障関係経費の増大への対応	6
(1) 基本的事項	6
(2) 目標額の設定	8
【参考】	
○具体的な取組み例	9
○国における社会保障分野に対する取組み方針	10

1. 目的

今後も増大する社会保障関係経費について、資源配分の最適化、財源の創出および歳出抑制に係る本市の基本的な考え方を明らかにし、社会保障サービスの提供を持続可能なものにするを目的とします。

2. 本市における社会保障関係経費の範囲

「社会保障」とは、一般的に「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」（平成5年 社会保障制度審議会）とされています。

本市における社会保障関係経費の範囲は、こうした定義を踏まえ、本市の実情に応じたものとするため、直接的に市民に提供する給付サービスに係る経費に、サービス提供を行うための拠点となる公の施設における施設運営費等を含めます。具体的には費目単位で社会保障関係経費を整理することとし、下記の費目を対象とします。

①款：民生費に属する費目（目：福社会館費除く）

②款：衛生費に属する費目のうち項：保健衛生費（目：飼犬登録費、環境衛生費、葬儀費、火葬場費、胞衣等取扱所費、水道費除く）

③款：労働費に属する費目（目：労働会館費除く）

※上記の費目のうち“普通建設事業費”に係る費目を除く

※葬儀費は、市営葬儀条例の廃止にともない平成26年度まで

3. 課題

高齢化による医療・介護分野における給付の増加や、平成 27 年 4 月にスタートした子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」「質の改善」により、今後も社会保障関係経費の一層の増大が想定されます。限られた財源の中で社会保障サービスの提供を持続可能なものにするために、資源配分の最適化、財源の創出および歳出抑制（以下「財源確保等」という。）に係る特段の取組みが必要となります。

国においては平成 26 年 4 月に社会保障財源の確保を目的とし、消費税率が 8%へ引き上げられました。また、消費税率 10%への引き上げ時期については、当初の予定から 1 年半先送りして平成 29 年 4 月となることが決定されましたが、平成 28 年 6 月に「世界経済がリスクに直面している」とし、平成 31 年 10 月までの 2 年半の再延期が表明されました。このため、本市においても消費税率引き上げ再延期に対応した財源確保等の取組みが喫緊の課題となっています。

なお、消費税率 10%への引き上げにより、平成 32 年度より地方消費税交付金の増収が見込まれますが、この増収分だけでは本市の社会保障関係経費の伸びを賄うことはできません。いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成 30 年代以降を見据えながら、社会保障サービスの提供を持続可能なものにするため、着実に財源確保等の取組みを進めていく必要があります。

(1) 社会保障関係経費の推移

一般会計の社会保障関係経費に係る歳出一般財源を集計しています。

(※社会福祉事業基金積立金を除く)

(単位：百万円)

決算の推移	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算
民生費	26,764	29,031	29,352	30,437	32,999
衛生費	4,222	4,726	4,942	5,384	5,422
労働費	119	119	124	138	149
総計	31,106	33,876	34,419	35,959	38,569
増加額	1,925	2,771	543	1,540	2,611
増加率	6.60%	8.91%	1.60%	4.47%	7.26%

◇過去5年間の決算の推移

(単位：百万円)

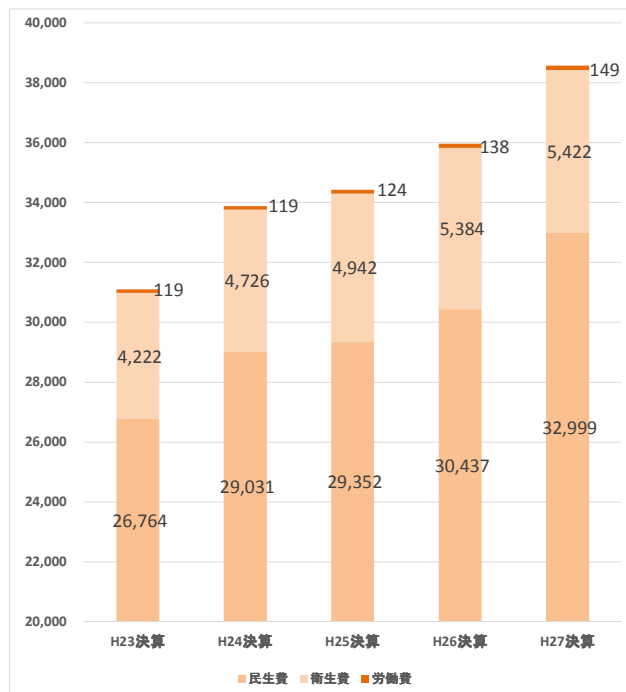
平成23年度から平成27年度決算における社会保障関係経費の推移を見ると、平成24年度は中核市に移行したことに伴い、事務権限等が移譲され扶助費や保育所関連経費などが前年度より27億7千1百万円、率にして8.91%の増となっています。

一方、他の年度においても、民生費では、高齢化の進展に伴う介護・高齢者関連経費や障害者福祉関連経費の増加、長引く不況の影響に伴う扶助費の増加のほか、待機児童の解消など子ども・子育て支援関連経費が増加しています。

衛生費では、産み育てやすい環境整備などに伴い妊婦健診の公費助成額や、定期予防接種関連経費などが増加しています。

また、各年度の社会保障関係経費は、平成25年度は5億4千3百万円(1.60%)の増、平成26年度は15億4千万円(4.47%)の増、平成27年度は26億1千1百万円(7.26%)の増となっており、扶助費におけるくらし再建ネットワークによる就労支援の取組み等、さまざまな行財政改革の取組み効果により増加額は一定抑制されているものの、高齢・障害者施策や子ども・子育て支援関連事業の充実などにより増加傾向にあります。

社会保障関係経費は4年間で74億6千3百万円(23.99%)と大きく増加しており、平成27年度決算においては一般会計の約4割を占めるに至っているため、財政運営上の大きな課題となっています。



(2) 社会保障関係経費の将来推計

一般会計の社会保障関係経費に係る歳出一般財源について、事業計画の今後見込みの他、直近の伸び率等を勘案し推計しています。

(※事業計画 a については、一般職給与費は H27 年度据置きで推計)

(単位：百万円)

H28比増加額	H28	H29-H28	H30-H28	H31-H28	H32-H28
事業計画 a	40,994	1,806	3,205	3,883	4,589
国伸び率2.5%	-	990	2,004	3,043	4,109
決算伸び率4.45%	-	1,761	3,601	5,523	7,530
事業計画伸び2.70%	-	1,069	2,166	3,293	4,451
地方消費税交付金 b	7,897	0	0	0	1,849
差引不足額 a-b	-	1,806	3,205	3,883	2,740
単年度不足額(参考)	-	1,806	1,399	678	▲ 1,143

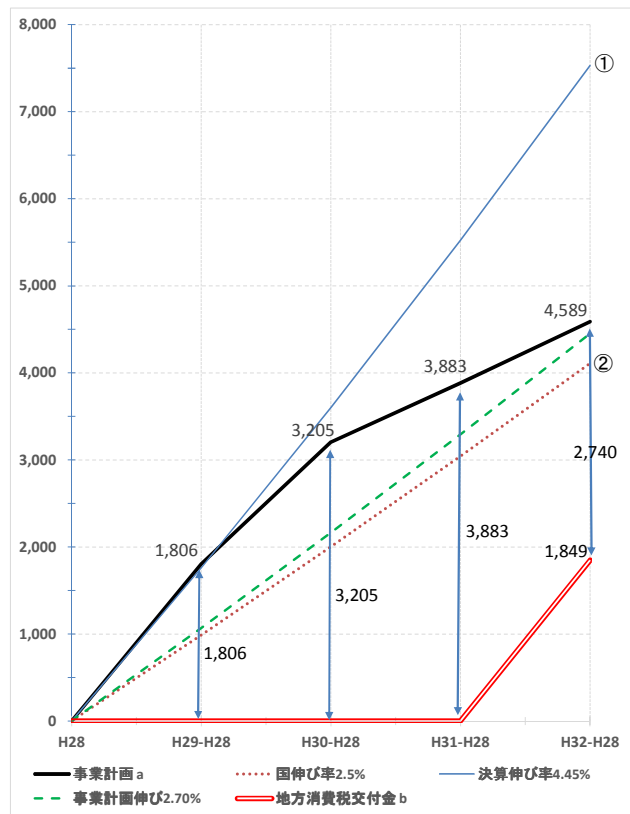
※予算額

※これより右はH28と比較した額

◇短期（平成 29 年度）

(単位：百万円)

事業計画によると、平成 29 年度は歳出一般財源ベースで 18 億 6 百万円増加するものの、消費税率の更なる引き上げは平成 31 年 10 月まで再延期されたため、歳出一般財源の増額分と同額の財源不足が生じることとなり、財源確保等により不足分を補う必要があります。



◇中期（平成 30 年度～）

事業計画によると、平成 30 年度以降も財源不足が続き、平成 31 年度には不足額が 38 億 8 千 3 百万円にまで拡大します。

平成 31 年 10 月に消費税率が 10%に引き上げられますが、その引き上げ効果は一部となるため、平成 32 年度の地方消費税交付金は 18 億 4 千 9 百万円の増加にとどまります。その結果、財源不足額は 27 億 4 千万円と前年度より圧縮されるものの、引き続き多大な不足額が見込まれます。

なお、平成 33 年度には消費税率 10%への引き上げ効果が平年度化し、地方消費税交付金はさらに増加しますが、平成 34 年度以降はさらなる増加要因がないことから、財源不足額はその後も拡大していくこととなります。

平成 32 年度時点の社会保障関係経費の増加額が最も大きくなるのは、直近 3 年間の決算の伸び率平均 4.45%で推計した場合となり、財源不足額は平成 29 年度時点では事業計画の推計より少なくなりますが、平成 32 年度には 56 億 8 千 1 百万円まで拡大します（4 ページのグラフ①参照）。

一方、社会保障関係経費の増加額が最も小さくなるのは、国が示す社会保障関係経費の伸び率 2.5%で推計した場合となり、財源不足額は 2 億 6 千万円となります（同②参照）。

また、いずれの将来推計においても、財源不足額は前述の事業計画の推計と同様に消費税率の引上げにより一時的に縮小するものの、平成 29 年度の財源不足額より大きくなり、以降も不足額は拡大していきます。

このため、短期的には国が示す伸び率 2.5%を目安に社会保障関係経費に係る目標額を設定し、予算編成過程でのさらなる精査を図りつつ、なお不足する財源については既存事業の見直しや市税等で賄う必要があります。

中長期的には、今後国が示す各種方針等に留意するとともに、子どもの人数が増加傾向にあるなどの本市特有の事情も勘案し、推計をさらに精査しつつ、財源確保等の取組みにより社会保障サービスの提供を持続可能なものにしていかなければなりません。

4. 適用期間

この社会保障関係経費に係る基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）は、団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、医療・介護のニーズもピークに向かう 2025 年問題¹への対応等、長期的展望を視野にいれますが、国が平成 27 年度からの 5 年間に「少子化対策集中取組期間」²と設定したことや、団塊の世代が後期高齢者に移行し始める平成 30 年代前半までに財源確保等への取組みが必要であること、および事業計画における計画期間を勘案し、現段階においては平成 32 年度までの 5 年間に適用期間とします。

なお、この基本的な考え方は、今後の社会保障関連施策の展開を念頭に、毎年度の行財政運営方針に反映し、次年度の当初予算の目標額を設定することにより進行管理を図ります。

5. 社会保障関係経費の増大への対応

（1）基本的事項

基本的事項については、既存事業の見直し、新規・拡充への対応、およびサービス対象者の増加や国の制度改革による経費増への対応に区分します。

なお、いずれの場合においても、各事業について、国の制度改革の動向等に関する情報収集を徹底し、国庫支出金等の特定財源を漏れなく確保することとします。

①既存事業の見直し

◆社会保障サービスの見直し

社会保障サービス提供の実態を分析（中核市比較等）し、制度を持続可能なものにするため、本市における社会保障サービスの最適化を図ります。

◆サービスに係る負担の見直し

負担金については、受益と負担の公平性を確保するとともに、必要な財源を確保する観点から見直し、適正化を図ります。

¹ 団塊の世代が 2025 年頃までに後期高齢者に達する事により、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念される問題

² 国は結婚・出産・子育て支援について、平成 27 年度から平成 31 年度を「少子化対策集中取組期間」として、政策を集中投入するとともに、長期的な展望を持って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な少子化対策を進めることとしている。

②新規・拡充への対応

◆スクラップアンドビルド

本市独自の新規拡充施策の財源は、既存の施策・事業の見直しにより創出することを基本とします。

③高齢者および子ども等サービス対象者の増加や国の制度改革による経費増への対応

・短期的対応（平成 28 年度～平成 29 年度）

◆公民の役割分担の見直し等事業改革の推進

事業の一部外部委託化や事業見直しなどを検討し、事業の有効性・効率性を高めます。

※調整期間等の理由により、予算編成時に社会保障関係経費の増大に見合う財源確保等が行えない場合、関連する既存事業を見直すほか、他部局の事業も含めた見直し等による財源確保等に係る具体策を所管部局より提案し、必要に応じて関係部局との協議を経て市全体で調整するものとします。

・中長期的対応（平成 30 年度以降）

◆社会保障関係経費の伸びの抑制等

健康寿命³延伸・生涯現役社会⁴の実現および自立をめざした支援の取組みにより、社会保障関係経費の伸びを抑制します。

また、社会保障サービスの提供を持続可能なものにするため、社会保障関係施策だけでなく、他の分野の施策との連携・相乗効果を図るとともに、「地域の活力向上」「まち・ひと・しごと創生」⁵につなぐことにより、財源確保等を図ります。

◆持続可能なサービス提供体制の構築

社会福祉サービスや子ども・子育て支援サービスの提供については、自助、互助・共助、公助の最適なバランスを考慮し、多様な主体が担うことにより、継続的にサービスを提供するしくみを構築します。

³ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

⁴ 働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境

⁵ まち（一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成）、ひと（地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保）、しごと（地域における魅力ある多様な就業の機会の創出）を一体的に推進すること

◆市有施設の有効活用

将来の人口や財政状況等を見通し、平成 28 年度中に『公共施設等総合管理計画』を策定するとともに、施設総量のフレームづくりを行い、効率的・効果的な施設運営を進めます。

(2) 目標額の設定

この基本的な考え方に基づく取組みを効率的・効果的に推進するため、予算編成において社会保障関係経費の目標額（歳出一般財源ベース）を設定します。

なお、目標額の設定にあたっては、本市の基本政策を踏まえながら、直近の情報を反映した社会保障関係経費の将来推計や国の動向を勘案し、年度ごとに決定します。

【参考】

○具体的な取組み例

基本的事項	具体的な取組み例
①既存事業の見直し	
◆社会保障サービスの見直し	高齢福祉サービス・障害福祉サービスの見直し
	生活保護制度の適正実施
	認定こども園（旧市立幼稚園）の園バス廃止
◆サービスに係る負担の見直し	福祉サービス等の利用者負担金の見直し
	延長保育料の見直し等
	放課後こどもクラブ会費負担金の見直し
②新規・拡充への対応	
◆スクラップアンドビルド	高齢福祉サービス・障害福祉サービスの見直し(再掲)
	福祉医療制度 ⁶ における重点財源配分の見直し
	生活困窮者自立支援制度 ⁷ における各事業の見直し
③サービス対象者の増加や国の制度改革による経費増への対応	
(短期)	
◆公民の役割分担の見直し等事業改革の推進	窓口サービスの改革
	障害福祉センターひまわり・たちばな園・みのり園の管理運営形態の見直し
(中長期)	
◆社会保障関係経費の伸びの抑制等	地域包括ケアシステム ⁸ （豊中モデル）の構築
	生活保護受給者の自立支援
	生活困窮者の自立支援
	ひとり親家庭の自立支援
	障害者の就労支援の強化
	国民健康保険医療費・医療扶助・更生医療における適正化重点課題の抽出と対応
	介護認定率の分析による今後の介護予防のあり方検討
	高齢者の新たな社会参加・就業の場を創出する事業の推進

⁶ 老人、障害者、ひとり親家庭及び子どもを対象に医療費の自己負担の一部を助成する制度

⁷ 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や就労準備支援事業の実施、住居確保給付金の支給などを包括的に提供する制度

⁸ 一般的に「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制」とされているが、本市としてはこれをさらに拡充した豊中モデルを検討している。

基本的事項	具体的な取組み例
◆持続可能なサービス提供体制の構築	地域包括ケアシステム（豊中モデル）の構築（再掲） 地域子育て支援センターを中心とした地域子育て・子育てネットワークの充実
◆市有施設の有効活用	「公共施設等総合管理計画」の策定 障害福祉センターひまわり・たちばな園・みのり園の管理運営形態の見直し（再掲） 高齢者対象の福祉施設の多機能化・戦略的配置 待機児童解消後の公立施設の適正配置の検討

※毎年度の予算編成にあたっては、上記具体的な取組み例をはじめ、着実に財源確保等の取組みを進めていく必要があります。

○国における社会保障分野に対する取組み方針

国は、次年度の予算編成と経済対策の基本的な方針、中期的な財政健全化の計画を定めた「経済財政運営と改革の基本方針 2015—経済再生なくして財政健全化なし—」を平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定しました。そのなかで、特に国における社会保障分野に対する取組み方針等が記載されている箇所を下記に抜粋します。

「増大していく公的社会保障の給付について、効率化・重点化のための改革を行い、経済再生の取組による社会保障財源の増収と併せ、少なくとも、社会保障における次世代への負担の先送りを拡大させないようにする。

安倍内閣のこれまで 3 年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5 兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度（平成 30 年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020 年度（平成 32 年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す*。

（*「安定的な財源を確保して実施する追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については別途考慮する。」と注記）

社会保障関係経費に係る基本的な考え方

平成 28 年(2016 年)8 月改定

発行元 豊中市財務部財政課

Tel : 06-6858-2123

Fax : 06-6858-3184